

修正申告 or 更正の請求 判定チェックブック



※当資料に従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。
※あくまで参考としてご活用いただくことを想定している資料です。実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。
※当資料は、2026年1月時点の内容となっております。最新の情報は国の資料等をご確認ください。

決算修正の要否と実施判定

誤りが見つかった際、まず「当年度の決算で直してよいか」を判定します。

決算修正の実施判定リスト

- 重要性の確認**：その誤りは金額的に重要性が低いか
- 企業区分の確認**：自社は「中小企業の会計に関する基本要領」を適用する中小企業か

※いずれかに該当する場合、当年度の決算書での修正（過年度修正）が認められます。

決算修正パターンの判定表

誤りの内容	修正方法
P/L（損益）に影響なし (例：長期・短期借入金の区分ミス)	当年度の決算書を作成する上で、正しい勘定科目を用いればよい。
P/L（損益）に影響あり (例：前期売上の計上漏れ)	1. 利益剰余金の当期首残高を修正する 2. 当年度の損益計算書（雑収入・雑損失等）で修正する ※巨額な場合は特別損益に表示。

修正申告 or 更正の請求 判定チェック

手続き判定チェックリスト

1.修正申告が必要なケース（追加納税）

- 税額に不足が生じるとき
- 欠損額（赤字）が過大となるとき
- 還付税額が過大となるとき

2.更正の請求が必要なケース（還付請求）

- 税額が過大であるとき
- 欠損額（赤字）が過少であるとき
- 還付税額が過少であるとき

手続きの期限

- 5年以内：更正の請求ができるのは、原則として法定申告期限から5年以内です（修正申告は期限なし）。

修正申告のペナルティと緊急度の確認

リスク確認リスト

- 延滞税：納付が遅れるほど加算される利息的性質の税。
- 過少申告加算税：税務署の調査通知より後に修正した場合に課税（追加税額の5～15%）。

延滞税の割合表

期間	延滞税の割合（年率）
納付期限から2カ月以内	7.3% と「特例割合+1%」の低い方
2カ月を経過した後	14.6% と「特例割合+7.3%」の低い方

手続きの実行と必要書類

必要書類チェックリスト

手続き	必要書類	備考
修正申告	確定申告書B第一表、第五表	第一表、第二表に正しい内容を記載して提出
更正の請求	更正の請求書	税務署または国税庁サイトから入手

決算整理との違い（最終確認）

- 決算整理**：申告前に、当期の仕訳が正しいか確認・修正する作業
- 決算修正**：申告後に、過年度の誤りを当年度の決算で修正する作業